

# 若松町幸自治会会則

## 第1条（名称及び事務所）

本会は「若松町幸自治会」と称し、事務所を会長宅に置く。

## 第2条（目的及び事業）

本会は、会員相互の親睦及び福祉の増進を図り、地域課題の解決等に取り組むことにより、住みよい地域社会の形成に資することを目的として、次の事業を行う。

- 1) 会員相互の親睦に関する事。
- 2) 清掃、美化等の環境整備に関する事。
- 3) 防災、防火、防犯、交通安全に関する事。
- 4) 住民相互の連絡、地域の社会福祉に関する事。

## 第3条（区 域）

- 1.当該地区を東-1、東-2、中-1、中-2、西-1、西-2の6ブロックに区分し、各ブロックに長を置く。各ブロックの住所は下記の通りとする。

### ブロック表

東-1	若松町	15・16・17・18
東-2	若松町	9・10・11・12・13・14
中-1	若松町	4・5・6・19
中-2	若松町	6・7・8・10
西-1	若松町	1・2・3・4
西-2	幸 町	6・7・8・9・10・11・12・13

- 2.各ブロックに組を置く。

## 第4条（会 員）

- 1.本会の会員は、若松町全地区、幸町の一部に住所を有する個人とする。
- 2.若松町全地区、幸町の一部に住所を有する法人及び団体とする。

（表決権等を有しない）

- 3.本会へ入会及び退会しようとする者は、会長に届け出るものとする。
- 4.本会へ入会の届け出があったときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。
- 5.会員が次に該当する場合には退会したものとする。
  - 1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
  - 2) 本人より第4条第3項に定める退会の届け出があった場合
  - 3) 会員が死亡し、または失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する

#### 第5条（会費）

- 1.会費は総会において別に定める会費を納入しなければならない。
- 2.会費は会計初年度に12ヶ月分を一括納入するものとする。
- 3.本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 4.年度途中に入会の届け出をした者は翌年度の会費から徴収する。
- 5.年度途中に退会の届け出をした者は会費の返金を請求できない。

#### 第6条（役員・会計監査・顧問）

1. 本会は次の役員を置く。
  - 1) 会 長 1名
  - 2) 副 会 長 3名以内
  - 3) ブロック長 各ブロック1名
  - 4) 部 長 各部1名
  - 5) 会 計 2名以内
  - 6) 書 記 2名以内
  - 7) 理 事 若干名
- 2.本会に会計監査2名を置かなければならない。
- 3.本会に顧問を置くことができる。

#### 第7条（役員・会計監査の選任）

- 1.会長、副会長、会計、書記、理事は総会において、会員の中から選任する。
- 2.部長及びブロック長は総会において、会員の中から選任する。

3.顧問は役員会において決定し、会長が委嘱する。

4.役員は複数の役を兼務することが出来る。

5.会計監査は、会長、副会長及びその他の役員と兼ねることはできない。

#### 第8条（役員職務）

1.会長は、本会を代表し、会務を統括し、会議を招集してその運営にあたる。また、自主防災組織の会長も兼ねる。

2.副会長は、次の職務を行う。

- 1) 担当ブロックの会務を統括し、協調に努める
- 2) 会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する
- 3) 会長の委嘱により、ブロック長を兼任することができる

3.ブロック長は組を統括し、代表として連絡、協調に努める。必要に応じてブロック長会議を開催することができる。

4.部長は、会長の命を受けて、会務を分担する。

- 1) 本会の部活動は、以下の部とする  
総務部、防災部、環境部、スポレク部

なお、防災部は自主防災組織の運営にあたる。

- 2) 各部は地域の他の団体と相互に協力して活動することができる

5.会計は、本会の会計事務を処理する。

6.書記は、本会の書記事務を処理する。

7.理事は本会の活動と自主防災組織の活動を行う。

#### 第9条（役員任期）

1.役員任期は2年とする。但し、役員再任は妨げない。

2.役員は、任期途中で正当な理由があるときは、辞任を申し出ることができる。

3.補欠により就任した役員任期は、会長が委嘱し前任者の残期間とする。

## 第 10 条（役員解任）

役員が、規約に違反したとき、または本会の名誉を傷つける行為をしたときは、解任することができる。

## 第 11 条（役員事務連絡費）

1.役員は任期2年のうち、単年ごとに次の事務連絡費を受け取ることができる。

会 長	20,000円	会 計 ・ 書 記	20,000円
副会長 ・ ブロック長	20,000円	各部部長 ・ 理 事	12,000円

2.兼務している場合は職務の重い事務連絡費を受け取ることができるが、重複して受け取ることはできない。

3.役員会（総会含む）の出席率50%以上で事務連絡費を受け取ることができる。

## 第 12 条（組 長）

1.第3条2に明記したとおり、本自治会のブロックに組を置きその組に組長を選任する。

2.組長は各組の輪番で選任されるが、状況に応じてブロック長が任命することができる。

3.組長の任期は原則として1年とする。

4.組長が残存期間を残して退会した場合は、相互の話し合いにより決定する。

5.組長の職務は「組長のしおり」に定める。

6.組長は事務連絡費として年に1,000円の商品券を受け取ることができる。

## 第 13 条（会計監査）

1.本会は会計監査を2名選出し、総会で決定する。

2.会計監査は本会の会計並びに財産の監査を行う。

3.会計監査の任期は2年とする。会期中に欠員があったときは、会長が後任者を任命する。

4.会計監査は任期2年のうち、単年ごとに3,000円の礼金を受け取ることができる。

## 第 14 条（総 会）

1.総会は本自治会の決議機関であって、役員及び組長をもって構成する。

2.定時総会については、年1回開催する。

3.臨時総会は、会長が必要と認めるとき、または全会員の過半数から会議の目的たる事項を示して請求があった場合に開催する。

4.総会を招集するときは、会員に対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示して、会議の15日前までに通知しなければならない。

5.総会は、次の事項を審議する。

- 1) 事業計画及び予算並びに事業報告・決算の承認
- 2) 役員を選任
- 3) 会則の制定及び改廃
- 4) その他、本会の運営に関する必要な事項

6.総会の議長は、総会に出席した会員の中から選任する。

7.総会は、全組長2分の1以上の出席がなければ開催することができない。ただし、委任状を提出した会員は、出席者とみなすものとする。

8.総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

9.総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、必要であれば開示することができる。

- 1) 日時及び場所
- 2) 会員の現在数と出席者数（委任状を提出した会員を含む）
- 3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- 4) 議事の経過の概要及びその結果
- 5) その他、自治会の運営に関すること

## 第15条（役員会）

1.役員会は、第6条の役員と地域の他の団体の代表をもって構成する。

2.役員会は、会長が必要と認めるときに招集する。

3.役員会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- 1) 総会において議決を必要とすること
- 2) 総会において議決された事項に関すること
- 3) 地域の他の団体の活動に関すること
- 4) その他、会長が認めたこと

4.本来、総会で審議すべき事項であっても、緊急時は役員会の決議で執行できる。  
ただし、その事項については次期総会で承認をもらう。

#### 第16条（会計）

本会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。

- 1) 会費
- 2) 交付金
- 3) 自治会活動により、発生した収入
- 4) その他の収入

#### 第17条（資産）

##### 1.資産の管理

- 1) 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める
- 2) 各部の資産は、部長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める

##### 2.資産の処分

資産の処分は、役員会において定めるものとする

#### 第18条（解散）

本会は、地方自治法第260条の20の規定に準じて解散する。

- 1) 認可の取り消し
- 2) 総会の決議
- 3) 構成員が欠けたとき

#### 第19条（残余財産の処分）

本会の解散のときに有する残余財産は、総会において第14条の7の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

## 第20条（雑則）

1.本会に次の帳簿を揃える。

- 1) 役員名簿
- 2) 会員名簿
- 3) 金銭出納帳
- 4) その他

2.この会則に定めるもののほか必要な事項は、総会または役員会の議決を経て、別に会長が定める。

## 附則

本会則は、昭和53年4月1日から施行する。

昭和61年4月1日一部改正	平成8年10月1日一部改正	平成14年4月1日一部改正
平成15年4月1日一部改正	平成16年4月1日一部改正	平成17年5月1日一部改正
平成18年4月1日一部改正	平成20年4月1日一部改正	平成24年4月1日一部改正
平成29年4月1日一部改正	令和2年4月1日 一部改正	令和6年4月27日 一部改正